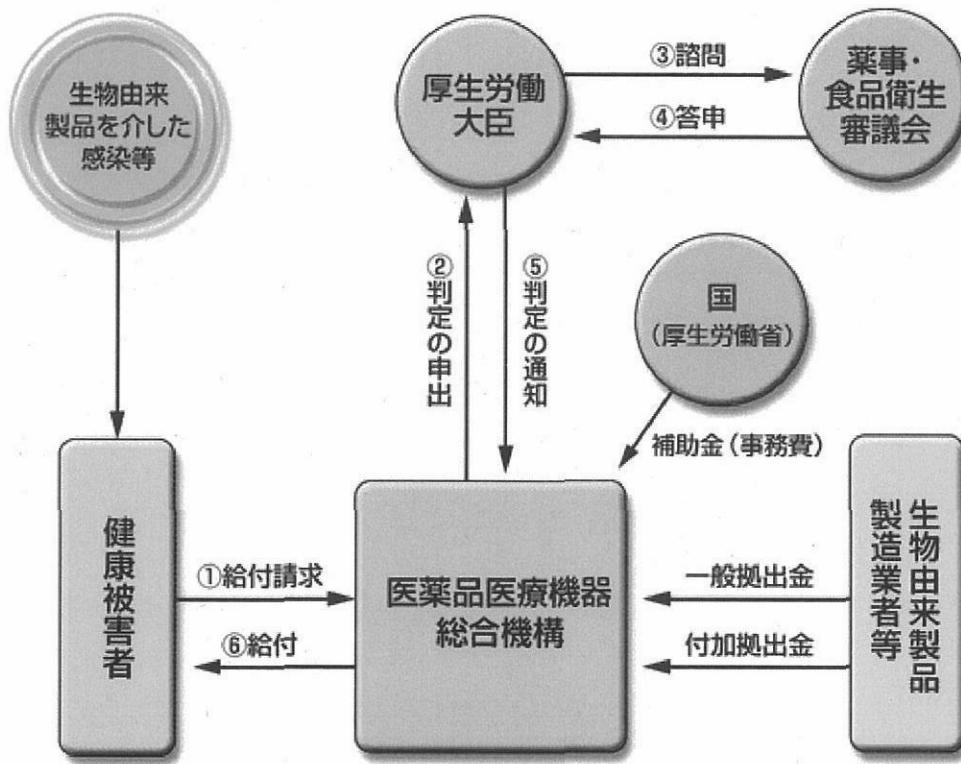


生物由来製品感染等被害救済制度の仕組み

生物由来製品感染等被害救済制度は、法律(医薬品医療機器総合機構法)に基づく公的な制度です。制度の概要は以下のとおりですが、「生物由来製品感染等被害救済制度に関するQ&A」も併せてご覧下さい。



1. 制度の対象となる健康被害と給付の種類

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、感染等によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合に、医療費等の諸給付を行なうものです。

給付の種類としては、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料があります。

2. 給付の請求

医療費等の給付の請求は、健康被害を受けた本人(又は遺族)等が、請求書と添付資料(医師の診断書等)を医薬品医療機器総合機構に送付することにより行なっています。給付の種類に応じて、添付資料の種類や請求の期限が定められています。

請求手続きについては、「医療費等の請求手続き」をご覧下さい。

3. 医学薬学的な判断

機構では、給付の請求があった健康被害について、その健康被害が生物由来製品を介した感染等によるものかどうか、生物由来製品が適正に使用されたかどうかなどの医学・薬学的判断について厚生労働大臣に判定の申出を行い、厚生労働大臣は、機構からの判定の申出に応じ、薬事・食品衛生審議会(副作用・感染等被害判定部会)に意見を聴いて判定を行うこととされています。

4. 給付の決定

機構は、厚生労働大臣による医学・薬学的判断に基づいて給付の支給の可否を決定します。なお、この決定に対して不服がある請求者は、厚生労働大臣に対して審査を申し立てることができます。

5. 拠出金

医療費等の給付に必要な費用は、許可生物由来製品製造販売業者からの拠出金で賄われています。(拠出金については「拠出金の徴収」をご覧ください。)

なお、生物由来製品感染等被害救済制度に係る機構の事務費の1/2相当額については、国からの補助金により賄っています。

6. 感染救済給付制度についてのお問合せ先